

文章が送られてきた。

以下内容は、その令和5年5月10日に、遺族に送られてきた文章の一部抜粋である。

清水亜佳里様から当職のもとにお電話があり、説明会開催の条件として、①質疑応答を認めること、②説明会を行うことをホームページ上で周知すること、③代表者及び尾崎が出席すること、④説明会は平日の午前中に行うこと、⑤録画を認めること、の5点を認めるようにご要望がありました。

これらについて検討した結果、①ないし④は同意可能ですが、⑤については同意できかねます。但し、SNS等のインターネットなどへの投稿は行わないことを条件として、録音は可能とさせていただきます。現在、当事業所の関係者が刑事事件の取調対象となっているため、過度の対外的な露出は控える必要があります。ご理解の程をお願いします。

今回の事故の説明会においては、ご存知の通り既に多くの方々の賛同及び署名を頂いている。遺族は、この多くの賛同・署名して頂いた方々に対し誠意ある対応をすることで、お礼の気持ちを表現しなくてはいけないと考えている。

従って、この考えに基づき、本事故に関する内容は可能な限り(事故報告書や回答書及び本文も含め)、公開していくことが重要と認識している。

さらに、この事故は既に吹田市の知るところであり、吹田市としての行政処分も出されている。すなわちこの事故は吹田市民の関心の対象であり、障害福祉の関心事となっている。従って、遺族、利用者のみに対する説明で終わるべきではない。

説明会自体は全て録音・録画を行うが、録音・録画は大阪府での研修会などにおいて要配慮個人情報を取り扱っている現行のスタッフに、遺族が個人的に依頼し、引き受けて頂いた。

またテレビ局も撮影を予定しているが(既にテレビ局から説明会における撮影のオファーを頂いている)、ともに公開する前の編集時において個人情報を取り扱う専門家の視点から十分な配慮を行う(顔のぼかし処理など)ので、貴社が懸念する個人情報に関しての漏洩に関しては充分に対応する。

「説明会の会場」について、録画・録音の為の準備及び、現行において予定されているテ

テレビ局の撮影の観点、さらには説明を聞きたい関係者の方々の席の確保から考え、それなりの大きさの会場を数時間にわたって確保する必要があると思われる。

従って、会場の設定は説明会の規模が解ってからでないと判断できない。貴社の会場の大きさや Wi-Fi 状況などを勘案しながら会場を検討する必要がある。聴衆者は最低 30 人くらい、テレビ局も数社、また専門の撮影スタッフも数人を想定している。貴社の会場が難しいのであれば、外部の会場利用も考慮する必要がある。

特に、説明会開催に関し、遺族は、既に多くの方々から賛同を頂いている。遺族は、その方々に対しての誠意ある行動をとる必要がある。説明会での説明内容を聴きに來る希望を表明してくれている方々の意思を無視するような貴社の条件(1 枚目 1)の条件)を立場上、遺族として了承することはできない。

また、令和 5 年 5 月 10 日作成の貴社からの「連絡」内容に以下記載がある。

「現在、当事業所の関係者が刑事事件の取調対象となっているため、過度の対外的な露出は控える必要があります。」

この内容は、重大事故に対して安全対策を講じる為の重要な行動が、貴社としては「過度な対外的な露出」と捉えており、その安全対策を講じる為の重要な行動は拒否するが、施設の通常運営は続けるという施設側の自己都合に基づいた判断であると思えない。この判断の妥当性に関しては、SNS で公にすることで障害者支援の専門職の眼からの判断を参考にする必要がある。

このように、遺族は、貴社の「事実を明らかにしない態度」に不信・疑問を持ち続けている。従って、事故後対応(発見時の対応など)に関する回答書(令和 5 年 3 月 16 日作成)の内容へ疑問・質問を記載しましたので、「説明会公開条件に関する考え」(質問①)に加え、以下内容に関しても回答をお願いする。

●悠生君が行方不明の時、宇津雅美氏が悠生君を必死に探している感じが全く無かったので、その項について追及したところ、貴社からは以下内容の回答があった。

4) について

宇津は、事業所でお預かりしている児童やその保護者への対応、職員に対する指示、行政への対応を行いながら、空いている時間は清水君の捜索に努めていました。その内容は、前記報告書に記載したとおりです。

(回答書 [令和5年3月16日作成] より一部抜粋)

(質問②) 事故後の優先順位について

少なくとも悠生君の父親は、悠生君が行方不明になり葬儀が終了するまでの間、完全に仕事は休んで捜査活動などを行っていた。それは何よりも悠生君を見つけ出すことが大切だと思っていたからであり、親としては当然のことである。

しかしながら、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)は、死亡事故が起こった後、十分な事故原因や対策が成されないまま、施設の通常運用を優先したため、「事業所でお預かりしている児童やその保護者への対応」に多くの時間がさかれ、同様に「職員に対する多くの指示」を行わなくてはならない状況に陥っている。

さらには上記記載どおり「**空いている時間**」は捜索をしていたとの事で、この認識自体に全くの疑問を持っていない事にも驚愕する。

すなわちこれは、悠生君の捜索を最優先としておらず、死亡事故を起こした状態にも関わらず、運営(経済)を優先していることを意味する。

この点に関し、どの様にお考えか明示して頂く必要がある。

さらに、貴社は、今まで事故の詳細な説明や、講じた安全対策を公に発表することも拒み続けている。事故原因の解明や安全対策に関しても、優先順位を運営(経済)よりも低く考えていることが解る。

従って、以下の回答書に記載されている内容が空虚に感じられる。痛ましい事故だと思っているのであれば、何故、事故に真摯に向き合う事を拒否し続けているのか疑問が残る。

●回答書において以下内容の記載があった。

当社としては、本件事故は極めて痛ましい事件であり、二度と今回のような事故が発生しないように再発防止策を定め、これを全ての職員が遵守することが重要であると考えております。

施設利用者のみならず、行政等へは十分に説明を行っておりますし、今後質問等があれば可能な範囲で説明は行っていく予定です。

ホームページについてですが、本件事故のような重大事故が発生してもなお、障がいをもった児童が学校や家庭とは異なる空間で、将来的に自立した生活が送れるように支援する放課後等デイサービスの使命、役割は重要と考えております。ホームページは当社のこのような使命等を、周知するためのものですので、ご理解頂ければと存じます。

(回答書[令和5年3月16日作成]より一部抜粋)

(質問③) ホームページの目的について

貴社は、児童が将来的に自立した生活が送れるように支援する事が、放課後などデイサービスの使命であり、重要な役割であると認識しており、ホームページはそのような使命感を周知するためにもと認識している、とのことである。

本当に貴社側が、その崇高な使命感を持っているのであれば、児童の将来を奪った事故に対して真摯に向き合うことは最も重要な事であると認識しているはずである。

児童の将来を奪ってしまうと、貴社の掲げる崇高な使命感は達成できず、その使命感の達成には、「事故原因の徹底的な追求」、「第三者的立場の意見も取り入れた安全対策」は必要不可欠な内容である。

従って、ホームページへの事故内容の記載を拒否すること自体が、貴社が自己矛盾に陥っていることを意味するが、この点に関しどの様にお考えか明確にして頂く必要がある。

●回答書において以下内容の記載があった。

13) について

指摘される別件内容については、個人情報保護の観点からお答えすることはできません。

(回答書 [令和5年3月16日作成] より一部抜粋)

(質問④) 個人情報に関しダブル・スタンダードになっている件

13) に関し、悠生君への謝罪のために警察署に来ることが出来なくなるくらいの起こった重大事象に関しては、個人情報保護の観点から返答する事は出来ないと答えているにも関わらず、施設利用者への悠生君の死亡事故に関しては、事故被害にあった遺族には何の連絡も行わず、遺族が内容を教えるよう希望しても、拒否している状態で、施設利用者に説明しているとしている件において矛盾が生じている。すなわち、個人情報に関しダブル・スタンダードになっている。このダブル・スタンダードに関し、貴社側が正当だと考える根拠の提示を求める。

本質問項目において個人情報保護が問題となるという事は、少なくとも新たに他の施設利用者の命に重大な危機が生じ、電話に出ることが出来ないくらいの別件が存在していることになる。(勿論、本「回答書」の記載内容に虚偽が存在しないことが前提になる。)

今回の事故を施設側が真摯に受け止めているのであれば、少なくとも事故自体が解決できていない状況において、「ひやり・はっとケース」においても十分な対応を行っているはずである。さらには「ひやり・はっとケース」では仮名加工情報を用いての報告書作成を行うのが一般的であり、この方法において個人情報としての問題点は解決される。

従って、仮名加工情報を用いての「ひやり・はっとケース」報告書の提出を求める。

(質問⑤) 個人情報管理能力に関して

またここで個人情報上問題が存在するとするのであれば、どのような内容が個人情報保護上に問題となり、その為、どのような処置を講じなければならないが、個人情報を扱う事において「アルプスの森側(施設長:宇津慎史)」がどのような致命的な問題点を有しており、通常必要な安全対策に活用できない状況なのかを説明して頂く必要がある。

場合によっては、「アルプスの森側(施設長:宇津慎史)」は、個人情報をまともに扱ってはいけない施設である。さらには、「ひやり・はっとケース」から何も安全対策を学ぶことが出来ない施設であることを露呈しているに過ぎない事になる。

(質問⑥) 警察署に来ない事を決定したにも関わらず放置した件

また、重大なケースがあったにせよ、遺族側にその連絡も行わず、アルプスの森(施設長:宇津慎史)側が一方向的に警察署に行かない事を決定し、20時1分まで、その決定内容を放置していた点についての説明はないままである。

●回答書において下記引用の記載があった。

14) について

吹田警察署へ行けなかった理由は、まず当日は別の用事もある中で、夜の何時頃に吹田警察署に行けば良いのか判らなかつたという事情があります。これに加えて、令和4年12月14日、宇津が清水亜佳里様より、「あなたのことは一生許さない」「家族も一生許さない」「死んで下さい」「顔を見たくない」「私の前に姿を見せな
いで下さい」「朝から夜まで探して下さい」と無理なことを言われたことがあります。また、同月15日には、多数の消防士や警察官等が捜索に加わっている中で、清水悠路様より、捜索のために水中ドローンを使用するが、生じた費用は全て当社が負担するように要求されました。

当社としては、清水君が中々見つからず、清水様のお気持ちは痛いほど判るものの、上記のような無理を言われ、対応に苦慮しておりました。

このような状況の下で、宇津等が、清水様と直接お目にかかっても冷静な対応が困難であると考えたことも、吹田警察署へ行かなかつた理由です。

なお、清水悠路様との電話のやり取りにおいて、詳細については省きますが、最終的には清水様より吹田警察署へ来なくて良いとのご発言もありました。

(回答書 [令和5年3月16日作成] より一部抜粋)

(質問⑦) 司法解剖後の悠生君が吹田署に行く時間が不明であったとの件

上記引用文(回答書)14) 吹田警察署への行く時間が不明だったと述べているが、まったくの偽りであり、ここでもまた虚偽記載を行っている。

15時半頃に宇津雅美氏に当方から電話した時に、「今、悠生君は吹田警察署にいる。土日
を挟まず(普段、週末では土日はドライアイス保存などで対応し、週明けに司法解剖を行う
事が多い)司法解剖を今から準備してもらえることになった。今から阪大に行って直ぐに司
法解剖をしてくれるので、19時半頃か遅くても21時には吹田署に戻ってくることになる。」
と伝えている。

すなわち、その当日中に司法解剖が行われることが解った時点である程度の時間が決定
できていたので、この事を宇都雅美氏に伝えている。恐らく一般的な週末の司法解剖の対応
状況を知らない為に記載した虚偽事項と思われる。

ここでも虚偽内容の記載を行っていることについて、どのようにお考えか明示して頂く
必要がある。

(質問⑧) 冷静な対応が不可能と判断した件

上記引用文(回答書本文下から4行目から)より、また悠生君の母親の発言から、冷静な対応が困難であると考えたのであれば、何故、その考えた内容を警察署に悠生君がくる直前まで放置し、時間的余裕がなくなるタイミングで、突然、行かないとの発言をしたのかの説明がない。

そもそも「弁護士と相談し、行くのは辞めた」と述べていたし、その後、こちら(被害者遺族)の発した暴言に対する謝罪要求を行っており、「その謝罪があれば、警察署に行っても良い」との意味の発言していた。

従ってこの一連の流れから考えると、悠生君の遺族側が宇津雅美氏に対して謝罪すれば、冷静な対応が可能であると判断したとのことになる。

すなわちこれは、冷静な対応が困難な状態にあるのは、宇津兄弟(宇津雅美氏及び宇津慎史氏)であり、悠生君の遺族側に対して怒りを感じていると言う意味になる。

遺族側としては、非常に理解に苦しむ内容である。この点に関しても、どの様にお考えか明示して頂く必要がある。

(質問⑨) 吹田警察署に来なくても良いとの電話内容の虚偽記載の件

上記引用文(回答書本文下から4行目から)さらには、「電話とのやり取りにおいて、詳細については省きますが、最終的には清水様より吹田警察署には来なくても良いとのご発言もありました。」と記載しているが、この記載内容には非常に遺族に対する悪意を感じざるを得ない。質問15)にも記載している通り、宇津慎史氏との電話でのやり取りにおいて、宇津雅美氏及び、宇津慎史氏が吹田警察署に行き悠生君に会うために宇津慎史氏は、悠生君の母親が発した昨日の宇津雅美氏に対して暴言に対し、謝罪することを前提条件として提示してきた。

すなわち、宇津氏から悠生君への自発的な謝罪は存在しないことがこの発言から判明した。このような状態で悠生君に会う事は、悠生君の命を冒瀆していることであり、謝罪としての意味を成さないので、遺族としては「そのような考えをお持ちなら、来ていただかなくて結構です」と述べている。

すなわち、その時、わざわざ悠生君に対する謝罪の気持ちはあるのかの確認をしているが、その気持ちはないとのことだったので、警察署に来る必要はないと遺族から述べている状態である。従って、今回の回答の記載内容「詳細については省きますが～」も非常に悪意のある記載と認めざるを得ない。

この点に関しての考えもお教え頂きたい。すくなくとも、「当社としては、清水君が中々見つからず、清水様のお気持ちは痛いほど判るものの」の回答書の記載内容と行動が全く

伴っていない。

(質問⑩) 警察署に行き悠生君に面談する予定の人物が変更された件

更には、警察署への訪問者予定者が一方的に、「宇津雅美氏と●●氏」から「宇津雅美氏と宇津慎史氏」に変更された経緯も、●●氏が拒否をしたのか否かの説明もない。

(質問⑪) ドローン費用に対する対応に関して

(回答書本文下から7行目から)ドローンの費用に関する記載にも悪意が感じられる。

「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」側からの誠意が全く感じられない状況が続いたため、誠意を見せて欲しいと悠生君の父親が懇願したところ、宇津雅美氏が「金ですか?」と言ってきたので、「お金もその一つかも知れない。お金であれば、悠生君の捜査に必要な費用を協力して欲しい」と述べ以下内容の説明をしている。

悠生君の捜査のために、肉眼で観察困難な川幅の広い下流に関しては既に空中ドローンを導入している。悠生君が入ったと考えられる部位においては、水中ドローンも実施したいのだが、大阪には直ぐに対応可能な水中ドローンの貸し出し業者がない。従って、今は、東京から水中ドローンを取り寄せている段階。東京から水中ドローンが到着したらすぐにも捜査を開始するので、こちらの費用を補助して欲しいと述べた。

従って、ドローンの費用のうち水中ドローンの費用の半額の負担を依頼したまでであり、「捜査のために水中ドローンを使用するが、生じた費用は全て当社が負担するように要求されました。」の記載は、遺族としては、そもそも捜査のために要した空中ドローンの費用に関しては請求していないことはあえて言及していないし、全額負担も要求していない。

さらには、当方は、誠意ある行動を「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」側がとるのであれば、悠生君が発見された後、かかった費用に関し自発的に尋ねてくるものであると思い、あえてこちらからは一切の請求は行っていない。しかしながら、やはり「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」側からは費用に関しての問い合わせは今現在に至るまで一切ない。

結局、悠生君捜査の為に「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」側が誠意を見せることは、水中ドローンにおける費用に関してもなかった。それどころか回答書(令和5年3月16日)において、「要求された」と悪意ある記載をしている。

ここでも虚偽の記載を行っているがその点に関し、どのように考えておられるかを明確にして頂く必要がある。

●回答書において以下内容の記載があった。

15) について

清水君へ誠意を見せることについてですが、当社はお葬式への出席を検討しておりました。そのため、宇津は令和4年12月18日清水亜佳里様の携帯電話にお電話させて頂きました。

16) について

代表者が清水様へ謝罪要求を行ったのは、前記清水亜佳里様のご発言に対するものであり、特に命を持って償うことを要請するものであったため、これは言いすぎでは無いかと考えたことによるものです。

但し、現時点で謝罪を要請するものではございません。

(回答書 [令和5年3月16日作成] より一部抜粋)

(質問⑫) 葬式に参加することで誠意を示していると考えていることについて

上記15) 悠生君への誠意を見せることを、吹田警察署の時点で踏みにじった事(虚偽の言い訳を理由に吹田警察署に来なかった事)の釈明が一切ない。

宇津雅美氏への電話において述べたが、葬式の前の、体を綺麗にする前のタイミングで、今回の重大事故がどのような重大な結果を招いたのか、悠生君がどのような姿になってしまったのかを理解して頂き、真剣に悠生君に謝って貰い、今後、このような事故を起こさないことを悠生君に誓ってくれることが最も大切だと思っていた。

特に短い悠生君の人生のうち6年間の間は宇津雅美氏と会っていたのだから、誠意ある対応をして頂ければ、悠生君も納得してくれるのではないかと考えていた。

しかしながら、前日の吹田警察署における一連の流れの中で、このような謝罪と誓いを宇津氏から得ることは、とうてい不可能であることが証明された。

このような状況下において、宇津氏が葬式に出席することは悠生君への誠意を見せることにまったくならない。

もともと家族葬を想定していたが、多くの支援学校の先生方や他のデイサービスのスタッフの方々、悠生君の学校の友達、保護者など本当に多くの方々が、お通夜や葬式に出席を希望してくれた。

そのような悠生君を温かく見守ってくれた方々の中に、悠生君を捜査している時に悠生君に対しての誠意を見せる場を幾度も提供したのにも関わらず、それを拒否し続けてきた人物が含まれるのは遺族として納得が出来なかったため、遺族は、宇津雅美氏は葬式には来て頂かなくてよかったと考えている。

こちらの意思を説明したにも関わらず、その内容を完全に無視し、独善的に葬式に参加さ

えすれば、誠意を表明したことになると考えておられることが理解に苦しむ。この点についても説明を求む。

(質問⑬) アルプス側の謝罪要求の真意について

上記16) 現時点において謝罪を要請するものではない程度の内容のものが、最後に悠生君に会って謝罪し、今後、事故を起こさない様に誓うタイミングを奪ったものであるのであれば、それは致命的な失敗であり、その結果、さらに悠生君を傷付けたことを理解して頂く必要がある。この点に関してもどの様に考えておられるのか明示して頂きたい。

さらにはこの貴社側が見せたこの態度は、悠生君の命を奪った事よりも、宇津雅美氏が受けた暴言の方が重大な事案であると認識していることになる。

そしてその認識は、電話で直接当方に謝罪要求してきた(施設長：宇津慎史氏)も、文句を言われたことを不当である主張する児童発達支援管理責任者(宇津雅美)も共通に有していることを説明している。

このような子供の命を平気で軽んじる事ができる人物が、障害児支援施設を運営しているこの状況に驚愕を覚える。この宇津兄弟の有する当該感覚に関しては、遺族の理解が追い付かない。従って、加害者であるアルプス側が被害者遺族に対して謝罪要求してきたことに対して説明を求む。

●回答書において以下内容の記載があった。

17) について

録音は、後日の紛争を予防するための措置です。

(回答書 [令和5年3月16日作成] より一部抜粋)

(質問⑭) 電話の録音に関して

17) 当方は録音自体を否定している訳ではない。一切の断りもなく、突然、「録音を開始します」のアナンスが流れたことに対する憤りを述べている。紛争は事故後の誤った対応で起こるものであり、事故イコール紛争ではない。

しかしながら、いままで施設側の一連の対応は紛争を誘発するものであり、紛争の予防にはなっていない。従って本録音も、紛争時の武器として使うことを想定しているのみである。この点に関してもどの様に考えておられるのか明示して頂きたい。

これら質問内容に関し、2週間をめぐり(6月23日まで)に回答をお願い致します。